

平成27年（行ウ）第328号年金減額改定取消請求事件
原告 金子民夫外525名
被告 国

東京地方裁判所 民事38部A2係 御中

意見陳述書

2015年12月2日

原告 小林 静子

原告の小林静子です。

1941年9月21日生まれで現在74才です。

私は、65才の時に廃業するまで36年間自営でおしぼりのレンタルの仕事をしてきました。

年金は20才の時から60才まで40年間支払ってきました。

1996年頃から、材料費、電気、ガス、水道代などの経費が上がりました。しかし、おしぼりの値上げはできないので、収入が減りました。また、景気が悪くなり、おしぼりのレンタルをしていたお店が閉店したりして売上も減ってきました。そのため、さらに収入が少なくなり、年金の保険料、夫と合わせて3万円ほどの支払いは本当に大変でした。頑張って何とか支払いました。

40年間支払いをしてきて年金額は月額6万4800円、夫の年金5万7800円と合わせて12万2600円です。

それに対して支払いは介護保険料が2人で7630円、国民健康保険料が2235円、医療費が月額5500円、デイサービスが1万2247円です。それらの月の決まった出費が2万7612円で年金額から引くと残りは9万4988円です。その金額では、夫婦2人でとても生活が出来ません。

生活費を切り詰めるために洗濯にはお風呂の残り湯を使用しています。食費をなるべくかけないように、すぐに傷んでしまう食品の買い置きはしません。そのため、冷蔵庫はがらがらです。旅行も行けません。1つ何かする毎に、どのようにやりくりしよう、とお金の事を考えます。そのたびに精神的に落ち込みます。

また、私は、血圧とコレステロールを薬でコントロールをしなければなりません。夫は脳梗塞を患い、また心臓の問題もあります。そのため医療費がかかり、今後も医療費は増加していくと思います。

そのような中、今回、私の分として8000円、夫の分として74

00円が減額されました。

減らされる以前でもそれだけでは生活出来ませんでした。そういう状況であるのに、減らすということは普通では考えられません。しかも、40年間大変な中でも支払ってきた年金を減額するなんて許せません。

私は何才まで生きるか知れませんが、年金の問題は命がかかっている問題です。戦闘機など生活には関わってこないものの費用を削ることはないのに、社会保障費など生活がかかっている費用を削る事は許せません。

蓄えがなくなったら生活保護を受ければ良い、ということも聞きます。しかし、生活保護は病気や、職がなかなか見つからない、などの理由で収入がない人のための制度だと思います。私は、しっかり年金の保険料を支払ってきました。何でも生活保護を受ければ良い、ということではないと思います。

以上